

東京学芸大学紀要出版規程の一部改正について

改正理由：本学の外国人教師及び名誉教授についても紀要編集部会が承認すれば紀要に投稿することができるようにすること及び利用許諾の範囲を拡大するため所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
<p>[省略]</p> <p>(投稿)</p> <p>第3条 各学系の専任教員は、所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは、当該学系に置く学術情報委員会紀要編集部会に届け出るものとする。</p> <p>2 <u>外国人教師、特任教員、名誉教授、客員教授、客員准教授及び附属学校の専任教員は、希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する学系に属する専任教員の紹介を経て、当該学系に置く学術情報委員会紀要編集部会の承認を得なければならない。</u></p> <p><u>(著作権の譲渡)</u></p> <p>第4条 <u>掲載された論文の著作権は東京学芸大学に帰属するものとする。ただし、当該論文が第三者の著作権その他の権利の侵害問題を生じさせた場合、一切の責任は著者が負うものとする。</u></p> <p>2 <u>掲載された論文の著者は、無許諾かつ無償で、当該著作物の再利用をすることができる。</u></p> <p>(紀要の編集及び出版)</p> <p>第5条 紀要の編集及び出版に関する事項については、学術情報委員会において審議する。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第6条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成28年4月1日から施行する。</u></p>	<p>[省略]</p> <p>(投稿)</p> <p>第3条 各学系の専任教員は、所属学系の紀要に投稿するものとする。他の学系の紀要に投稿を希望するときは、当該学系に置く学術情報委員会紀要編集部会に届け出るものとする。</p> <p>2 <u>客員教授及び客員准教授並びに特任教員及び附属学校の専任教員は、希望する学系の紀要に投稿することができる。その場合は、投稿を希望する学系に属する専任教員の紹介を経て、当該学系に置く学術情報委員会紀要編集部会の承認を得なければならない。</u></p> <p>(紀要の編集及び出版)</p> <p>第4条 紀要の編集及び出版に関する事項については、学術情報委員会において審議する。</p> <p>(規程の改廃)</p> <p>第5条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。</p>